

## 狛江市多摩川河川敷（環境保全区域）における 火気を使用した調理に係るガイドライン

### 1. はじめに

多摩川河川敷では、バーベキューでの利用者が増加したことにより、ごみ問題、騒音、臭いに関する苦情が絶えない状況となっていました。これらの課題に対応するため、平成 24 年 4 月に河川敷の一部を包括占有するとともに、「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、バーベキュー等や花火の行為を禁止することにより改善を図ってきました。

条例の効果が発現し、現在、多摩川河川敷は静かな環境を取り戻していますが、一方でバーベキューの再開を望む声も多くあることを踏まえ、平成 26 年 7 月に実施された『狛江古代カップ多摩川いかだレース』から、同事業において一定の制限を設けた上でバーベキューの実施を認めています。また、平成 29・30 年度では、一般の方を対象としたバーベキューの実施状況を把握するため、桜まつりに併せて一部のエリアでの禁止解除を試験的に実施しましたが、マナーに関する課題が見られました。

このような状況に鑑み、バーベキューについては、他の火気を使用した調理の許可とは異なる基準が必要であると考え、本ガイドラインを策定します。

本ガイドラインでは、狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例施行規則（以下「規則」といいます。）第 6 条の「条例第 1 条の目的を妨げない限度」について定め、条例で禁止する火気を使用した調理に関する例外規定の運用について示します。

### 2. 用語

本ガイドラインにおいて使用する用語の意義は、別に記載がある場合を除いて条例及び規則において使用する用語の例によります。

なお、条例で規定されている「バーベキュー等」については、以下のとおり細分化します。

#### ①バーベキュー

専ら実施者自身が食べることを目的として肉・魚介類・野菜等を火気を用いて調理する行為

#### ②火気を用いた調理（バーベキューを除く。）

火気を用いて食品を調理し、催事等において販売、提供等を行う行為

### 3. 許可の基準

条例は、一部のバーベキュー実施者のマナーが悪く、近隣住民の生活環境を著しく阻害したことにより制定したため、規制されている火気を用いた調理のなかで、バーベキューについては特段の条件を付す必要があります。そのため、バーベキューと火気を用いた調理（バーベキューを除く。）とでは、異なる許可基準を設けます。

(1) バーベキュー

- ①高い公益性が認められること。
- ②市又は市教育委員会が主催又は共催する事業であること。
- ③近隣住民へ事前に説明を行い、説明文書及び説明時の記録を添付すること。
- ④許可申請書に事業計画書を添付すること。計画書には次の項目を記載すること。
  - ア 実施の規模（場所・参加予定人数）
  - イ 火気の取扱い・ごみの処分・苦情対応の体制
- ⑤許可申請前に、消防署・保健所等に相談し、届出の必要がある場合については写しを添付すること。
- ⑥火気の手扱い・ごみの処分・苦情対応については、主催者が責任を持つこと。
- ⑦大声で騒ぐ、大音響で音楽を流す等しないこと。
- ⑧早朝・夜間に実施しないこと。
- ⑨許可なく河川へ入水しないこと。
- ⑩河川及び近隣公共施設等で洗い物をしないこと。
- ⑪直火及びキャンプファイヤーをしないこと（伝統行事等は除く。）。
- ⑫過去に上記事項及び許可に付帯する条件に違反していないこと。

(2) 火気を用いた調理（バーベキューを除く。）

- ①市又は官公庁等が主催又は共催若しくは後援等する催事であること。
- ②許可申請書に事業計画書を添付すること。計画書には次の項目を記載すること。
  - ア 実施の規模（場所・参加予定人数）
  - イ 火気の手扱い・ごみの処分・苦情対応の体制
- ③許可申請前に、消防署・保健所等に相談し、届出の必要がある場合については写しを添付すること。
- ④火気の手扱い・ごみの処分・苦情対応については、主催者が責任を持つこと。
- ⑤大声で騒ぐ、大音響で音楽を流す等しないこと。
- ⑥早朝・夜間に実施しないこと。
- ⑦許可なく河川へ入水しないこと。
- ⑧河川及び近隣公共施設等で洗い物をしないこと。
- ⑨直火及びキャンプファイヤーをしないこと（伝統行事等は除く。）。
- ⑩過去に上記事項及び許可に付帯する条件に違反していないこと。

ただし、上記基準に適合している場合においても、条例の趣旨を尊重し、近隣への配慮は必要となります。